

令和5年6月28日、日置市農業委員会会長馬場恵三郎は、令和5年度6月総会を日置市東市来文化交流センター2階大会議室に召集した。

〈 会議に付した議案 〉

報告第1号 農地等の現況に係る報告審議について	(1件)
議案第14号 農業振興地域整備計画変更審議について	(5件)
議案第15号 農地法第3条許可申請書審議について	(15件)
議案第16号 農地転用事業計画変更申請書審議について	(1件)
議案第17号 農地法第4条許可申請書審議について	(4件)
議案第18号 農地法第5条許可申請書審議について	(5件)
議案第19号 非農地証明願出書審議について	(3件)
議案第20号 農用地利用集積計画審議について	(76件)

〈 出席委員 〉 (19人)

1番 馬場 恵三郎 (会長・議長)	2番 奥 和俊	3番 池畑 正治
4番 日高 格一	5番 迫 千穂子	6番 重水 賢治
7番 馬場 五男	8番 山口 義廣	9番 野元 政博
10番 楠 眞憲	11番 東 芳男	12番 横山 義晴
13番 地頭所 忠一	14番 池田 初男	15番 今屋 政市
16番 黒葛 クルミ	17番 今村 壽久	18番 末永 義弘
19番 春成 勝美		

〈 欠席委員 〉 (0人)

〈 出席推進委員 〉 (14人)

20番 佐藤 洋三	21番 東峯 満	22番 松崎 秀樹	23番 下池 健悟
24番 本村 敏英	25番 松崎 弘安	26番 瀧間 隆男	27番 中玉利 一朗
28番 鳩野 哲盛	29番 檜物 茂広	30番 西園 賢一郎	31番 鶴田 浩志
32番 田中 宏和		34番 永野 彰一	

〈 欠席推進委員 〉 (1人)

33番 藤崎 善行

〈 事務局等出席者 〉

農業委員会事務局

事務局長	吉富 良一	次長兼農業振興係長	松尾 諭録
農地調整係長	小園 和仁	農業振興係	野崎 富子
農地調整係	石塚 健一		

(開会 9時00分)

会長 ただいまから、令和5年度6月定例総会を開会します。
本日の出席委員は19名中19名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数を満たしておりますので、総会は成立しております。
また、農地利用最適化推進委員が14名出席しております。
それでは、総会議事日程に従いまして、進行させていただきます。

会長 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。日置市農業委員会総会会議規則第13条の規定により、議事録署名委員として、2番「奥 和俊」委員と3番「池畑 正治」委員を指名させていただきます。

会長 次に、日程第2、報告第1号「農地等の現況に係る報告審議」を議題とします。
事務局の説明を求めます。

事務局 資料の1頁をご覧ください。1件です。
番号1の農業委員会の取り扱いは非農地です。
なお、処理期限の関係上、法務局へは報告済です。
説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

会長 現地調査員の報告をお願いします。
2番 報告第1号の番号1について報告いたします。
令和5年6月1日、私と副の池田委員は事務局職員と現地調査を行いました。
当該農地の現況は非農地相当です。
現況地目は宅地です。

以上、調査委員で意見の一致をみましました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございます。何かご質疑等ございませぬか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑ございませぬので、報告第1号「農地等の現況に係る報告審議」を終わります。

会長 次に、日程第3、議案第14号「農業振興地域整備計画変更審議」を議題とします。
事務局の説明を求めます。

事務局 資料の3頁をご覧ください。5件です。
本議案は、市長から諮問を受けましたので本総会に提案するものです。
番号1の種別は除外です。航空写真は分筆する前の写真ですが、申請地は最近分筆しており、3筆に分筆し、そのうちの2筆の除外となります。目的は倉庫、駐車場を整備するためのものです。
番号2及び番号3の種別は除外です。この2件は隣接しており、申請地の一番東側2697番1を分筆予定で、分筆後の東側が番号2の駐車場を整備するもので、2697番1の分筆後の西側と残り3筆が番号3で、店舗（コンビニ）と及び駐車場として整備するものです。
番号4の種別は除外です。隣接地の鉄工場の社員寮を建設したいため申請するものです。
番号5の種別は除外です。申請地に建売住宅1棟を建築するものです。申請地南側の市道との高さがあり、進入用の通路を設けるため、有効面積が434㎡で、一般住宅建築の概ね500㎡を下回るということです。

説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

7番 議案第14号の番号1について報告いたします。
令和5年6月22日、私と日吉地域の委員は、市職員、事務局職員と現地調査を行いました。
農用地区域外の土地利用状況から見て、農用地区域以外の土地をもって代えることが困難であると

認められるかについては、認められます。

農用区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれは、ありません。

農用区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営むものに対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれは、ありません。

農用区域内の土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれは、ありません。

総論としまして、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号の要件の全てを満たすので、変更相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

8番 議案第14号の番号2について報告いたします。

令和5年6月22日、私と伊集院地域の委員は、市職員、事務局職員と現地調査を行いました。

農用区域外の土地利用状況から見て、農用区域以外の土地をもって代えることが困難であると認められるかについては、認められます。

農用区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれは、ありません。

農用区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営むものに対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれは、ありません。

農用区域内の土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれは、ありません。

総論としまして、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号の要件の全てを満たすので、変更相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

12番 議案第14号の番号3について報告いたします。

令和5年6月22日、私と伊集院地域の委員は、市職員、事務局職員と現地調査を行いました。

農用区域外の土地利用状況から見て、農用区域以外の土地をもって代えることが困難であると認められるかについては、認められます。

農用区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれは、ありません。

農用区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営むものに対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれは、ありません。

農用区域内の土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれは、ありません。

総論としまして、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号の要件の全てを満たすので、変更相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

16番 議案第14号の番号4について報告いたします。

令和5年6月22日、私と日吉地域の委員は、市職員、事務局職員と現地調査を行いました。

農用区域外の土地利用状況から見て、農用区域以外の土地をもって代えることが困難であると認められるかについては、認められます。

農用区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれは、ありません。

農用区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営むものに対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれは、ありません。

農用区域内の土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれは、ありません。

総論としまして、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号の要件の全てを満たすので、変更相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

18番 議案第14号の番号5について報告いたします。

令和5年6月22日、私と伊集院地域の委員は、市職員、事務局職員と現地調査を行いました。農用区域外の土地利用状況から見て、農用区域以外の土地をもって代えることが困難であると認められるかについては、認められます。

農用区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれは、ありません。

農用区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営むものに対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれは、ありません。

農用区域内の土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれは、ありません。

総論としまして、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号の要件の全てを満たすので、変更相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。何かご質疑等ございましたら。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第14号のすべて案件について、諮問のとおり変更することが相当であることに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第14号のすべて案件について、諮問のとおり変更することが相当であると決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

会長 次に、日程第4、議案第15号「農地法第3条許可申請書審議」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 資料の9頁をご覧ください。全部で15件です。

番号1の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は29,824㎡、作物は水稻です。

番号2の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は894㎡、作物は水稻です。

番号3の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は338㎡、作物は牧草です。

番号4の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は5,741㎡、作物は水稻と果樹（桃）です。

番号5の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は4,657㎡、作物はみかんです。

番号6の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は5,707㎡、作物は野菜です。

番号7の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は3,230㎡、作物は野菜です。

番号8の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は203㎡、作物は野菜です。

番号9の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は500㎡、作物は野菜・果樹です。

番号10の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は4,216㎡、作物は水稻です。

番号11の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は1,681㎡、作物は水稻です。

番号12の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は3,492㎡、作物は水稻です。

番号13の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は326㎡、作物は野菜です。

番号14の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は24,589㎡、作物は水稻です。

番号15の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は12,947㎡、作物は水稻です。

以上、計15件、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 現地調査委員の報告をお願いします。

5番 議案第15号の番号1について報告いたします。

令和5年6月22日、私と副の黒葛委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。農地の現況は、耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

5番 議案第15号の番号2について報告いたします。

令和5年6月22日、私と副の黒葛委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は、耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

5番 議案第15号の番号3について報告いたします。

令和5年6月22日、私と副の黒葛委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は、耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

6番 議案第15号の番号4について報告いたします。

令和5年6月20日、私と副の日高委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は、草刈等で耕作できる農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

6番 議案第15号の番号5について報告いたします。

令和5年6月20日、私と副の日高委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は、耕作中及び草刈等で耕作できる農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

7番 議案第15号の番号6について報告いたします。

令和5年6月22日、私と副の鳩野委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は、耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

7番 議案第15号の番号7について報告いたします。

令和5年6月22日、私と副の鳩野委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は、耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

9番 議案第15号の番号8について報告いたします。

令和5年6月23日、私と副の檜物委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は、草刈等で耕作できる農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

10番 議案第15号の番号9について報告いたします。

令和5年6月22日、私と副の池畑委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は、耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

11番 議案第15号の番号10について報告いたします。

令和5年6月22日、私と副の田中委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は、耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

12番 議案第15号の番号11について報告いたします。

令和5年6月20日、私と副の瀧間委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は、耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

13番 議案第15号の番号12について報告いたします。

令和5年6月23日、私と副の西園委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は、耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

14番 議案第15号の番号13について報告いたします。

令和5年6月21日、私と副の下池委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は、草刈等で耕作できる農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

15番 議案第15号の番号14について報告いたします。

令和5年6月24日、私と副の藤崎委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は、耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

19番 議案第15号の番号15について報告いたします。

令和5年6月21日、私と副の鶴田委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は、耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。議案第15号のすべての案件について、許可相当との報告をいただきました。

何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]
会長 質疑等ございませんので、議案第15号のすべての案件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]
会長 賛成多数です。議案第15号のすべての案件について、許可することに決定しました。

会長 次に、日程第5、議案第16号「農地転用事業計画変更申請書審議」を議題とします。
なお、議案第16号番号1は、日程第6、議案第17号「農地法第4条許可申請書審議」の番号3が関連しますので、合わせて審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 資料の26頁をご覧ください。1件です。
番号1は、28頁の議案第17号「農地法第4条許可申請書審議」の番号3と関連がありますので、合わせて説明いたします。
本申請は、令和4年1月28日付指令日農委第4号6で農地法第4条の規定により許可を受けた転用事業計画を変更するため、申請がなされたものです。
申請人は、申請地近辺で、ミニ住宅団地建設のための貸駐車場、貸資材置場として、令和5年9月30日までの一時転用の許可を得ておりましたが、今回申請地にて、自己所有の一般住宅を建築することになったため、事業計画変更するものです。
以上、農地法に係る事務処理要領の規定に該当するので、承認相当、また、農地法第4条第6項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。
説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 現地調査員の報告をお願いします。
8番 議案第16号の番号1と議案第17号の番号3については一括して報告いたします。
令和5年6月26日、私と副の松崎委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
当該農地の現況は非農地相当です。
農地の区分については、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている区域内にある農地であるので、第3種農地の都市計画用途地域内農地と判断しました。
資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。
許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。
転用事業面積の妥当性は、妥当です。
災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。
総論としまして、農地法に係る事務処理要領の規定に該当するので承認相当、また、農地法第4条第6項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。
議案第16号番号1と関連する議案第17号の番号3の案件について、承認及び許可相当との報告をいただきました。
質疑等ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]
会長 質疑等ございませんので、議案第16号番号1と関連する議案第17号の番号3の案件について、承認及び許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]
会長 賛成多数です。議案第16号番号1と関連する議案第17号の番号3の案件は、承認及び許可することに決定しました。

会長 次に、日程第6、議案第17号「農地法第4条許可申請書審議」の番号3以外の案件を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 資料の28頁をご覧ください。説明の前に、取下げの届出がありましたので、議案書の修正をお願いします。

番号2について、取下げの届出がありましたので修正をお願いします。このことにより、申請件数は3件となり、番号3は、先ほどご審議頂きましたので、ここでは番号1及び番号4の2件について、説明いたします。

番号1の転用目的は、貸駐車場兼貸資材置場です。

既に転用済みのため始末書を添付しての申請です。なお、面積が大きいため、土地利用協議について、建設課と協議中とのことです。

番号4の転用目的は、公衆用道路です。申請人の亡き父が既に転用済みのため、上書を添付しての申請です。また、地目変更後は、市へ寄付するとのことで、東市来支所の地域振興課と打合せをしているとのことです。

以上2件、農地法第4条第6項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

2番 議案第17号の番号1について報告いたします。

令和5年6月20日、私と副の松崎委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。当該農地の現況は非農地相当です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.4haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第4条第6項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

14番 議案第17号の番号4について報告いたします。

令和5年6月21日、私と副の下池委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。当該農地の現況は草刈り等で耕作できる農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.1haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第4条第6項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。

議案第17号の番号3以外の案件について、許可相当との報告をいただきました。

何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第17号の番号3以外の案件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第17号の番号3以外の案件は、許可することに決定しました。

会長 次に、日程第7、議案第18号「農地法第5条許可申請書審議」を議題とします。

それでは、議事参与制限の案件を先に審議します。馬場五男委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

7番 [退席]

事務局の説明を求めます。

事務局 資料の33頁をご覧ください。

番号1です。この案件は、申請人の譲受人が馬場五男委員と親子で、また同居しているため、議事への参与を制限いたします。

転用目的は一般住宅、権利種別は所有権移転です。

以上、1件、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

9番 議案第18号の番号1について報告いたします。

令和5年6月23日、私と副の檜物委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。当該農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約8.7haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございます。議案第18号の馬場五男委員が関係する番号1の案件について、許可相当との報告をいただきました。

何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第18号の馬場五男委員が関係する番号1の案件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数の場合]

会長 賛成多数です。議案第18号の馬場五男委員が関係する番号1の案件について、許可することに決定しました。

馬場委員に着席の連絡をしてください。

7番 [着席]

会長 次に、議案第18号の議事参与制限以外の案件を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 資料の33頁の番号2から番号5までの4件です。

番号2の転用目的は、一般住宅、通路、権利種別は所有権移転です。

申請地に一般住宅を建築し、また通路部分については、先ほど3条の申請の番号13で審議がありましたが、その進入路とするものです。

番号3の転用目的は、共同住宅、権利種別は使用貸借権設定です。

共同住宅2棟を建築し、隣接する宅地855番3の一部(11.44㎡)も市の下水道への繋ぐための敷地として一体利用し、合計面積820.44㎡です。

番号4の転用目的は、一般住宅、権利種別は所有権移転です。

番号5の転用目的は、資材置場、権利種別は所有権移転です。

以上、番号1を除く4件、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

14番 議案第18号の番号2について報告いたします。

令和5年6月21日、私と副の下池委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。当該農地の現況は草刈り等で耕作できる農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.1haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

17番 議案第18号の番号3について報告いたします。

令和5年6月22日、私と副の本村委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。当該農地の現況は草刈り等で耕作できる農地です。

農地の区分については、日置市役所本庁から約280mに位置する農地であるので、第3種農地の300m以内農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

18番 議案第18号の番号4について報告いたします。

令和5年6月21日、私と副の馬場会長は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。当該農地の現況は草刈り等で耕作できる農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.4haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

18番 議案第18号の番号5について報告いたします。

令和5年6月21日、私と副の馬場会長は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。当該農地の現況は耕作中の農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約1.0ha

と小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。
資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。
許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。
転用事業面積の妥当性は、妥当です。
災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。
総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。

議案第18号の議事参与制限以外のすべての案件について、許可相当との報告をいただきました。
何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第18号の議事参与制限以外のすべての案件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第18号の議事参与制限以外のすべての案件について、許可することに決定しました。

会長 ここで、しばらく休憩します。次の会議を10時15分（10分間）とします。

<休憩：10時05分～10時15分>

会長 休憩前に引き続き会議を開きます。

会長 次に、日程第8、議案第19号「非農地証明願出書審議」を議題とします。
事務局の説明を求めます。

事務局 資料の39頁をご覧ください。3件です。

非農地に至った理由及び現在の状況について説明します。

番号1から番号3までの3件、いずれも20年以上経過した宅地です。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

5番 議案第19号の番号1について報告いたします。

令和5年6月22日、私と副の黒葛委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は非農地相当です。

認定基準の該当項目は、2号宅地で農地として利用できない土地です。

総論としまして、非農地証明書交付要綱第3条に該当しているので非農地として証明することが相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

11番 議案第19号の番号2について報告いたします。

令和5年6月24日、私と副の田中委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は非農地相当です。

認定基準の該当項目は、2号宅地で農地として利用できない土地です。

総論としまして、非農地証明書交付要綱第3条に該当しているので非農地として証明することが相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

14番 議案第19号の番号3について報告いたします。

令和5年6月21日、私と副の下池委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は非農地相当です。

認定基準の該当項目は、2号宅地で農地として利用できない土地です。

総論としまして、非農地証明書交付要綱第3条に該当しているので非農地として証明することが相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。議案第19号のすべて案件について、非農地として証明することが相当であると報告をいただきました。

何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第19号のすべて案件について、非農地として証明することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第19号のすべて案件について、非農地として証明することに決定しました。

会長 次に、日程第9、議案第20号「農用地利用集積計画審議」を議題といたします。

それでは、議事参与制限の案件を先に審議します。

会長 東峯満委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

21番 [退席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 まず、東峯満委員が関係する案件です。

43頁の番号1です。所有権移転分です。売買です。

面積について、田は無し、畑は2,389㎡、計2,389㎡、作物は甘藷です。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定に基づき作成され、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 何かご質疑等は、ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第20号の東峯委員が関係する所有権移転の番号1の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第20号の東峯委員が関係する所有権移転の番号1の案件は、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

東峯委員に着席の連絡をしてください。

21番 [着席]

会長 次に、横山義晴委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

12番 [退席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 46項の番号11です。貸借です。

この案件につきましては、横山委員が法人の役員を務める関係上、議事への参与を制限いたします。

面積について、田は1,399㎡、畑は無し、計1,399㎡、うち再設定面積は無し、利用権設定件数は1件、うち再設定件数は無しです。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定に基づき作成され、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 何かご質疑等は、ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第20号の横山委員が関係する利用権設定の番号11の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第20号の横山委員が関係する利用権設定の番号11の案件は、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。
横山委員に着席の連絡をしてください。

12番 [着席]

会長 次に、春成勝美委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

19番 [退席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 50頁の番号31から35、51頁の番号36、37です。貸借です。
この案件につきましては、借人が春成委員と農業経営が同一であるという関係上、議事への参与を制限いたします。
面積について、田は無し、畑は6,089㎡、計6,089㎡、うち再設定面積は無し、利用権設定件数は7件、うち再設定件数は無しです。
本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定に基づき作成され、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。
説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 何かご質疑等は、ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第20号の春成委員が関係する利用権設定の番号31から番号37までの案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第20号の春成委員が関係する利用権設定の番号31から番号37までの案件は、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。
春成委員に着席の連絡をしてください。

19番 [着席]

会長 議案第20号の議事参与制限以外の案件を審議します。

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 まず利用権設定分です。資料の44から51頁です。貸借です。
面積について、田は31,921㎡、畑は2401.37㎡、計34,322.37㎡、うち再設定面積は20,327.37㎡、利用権設定件数は29件、うち再設定件数は16件です。
最後に、農地中間管理事業分です。資料の52頁から59項です。貸借です。
面積について、田は35,465㎡、畑は42,722㎡、計78,187㎡、うち再設定面積は無し、利用権設定件数は38件、うち再設定件数は無しです。
本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定に基づき作成され、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。
説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第20号の議事参与制限以外の案件について、計画案どおり決定す

ることに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第20号の議事参与制限以外の案件は、計画案どおりに決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

会長 以上で、本日のすべての審議は終了いたしました。

閉会のあいさつを会長代理をお願いします。

2番 令和5年度6月総会を閉会します。

(閉会 10時25分)

この議事録が真正なものと認め、ここに署名する。

会 長

2番

3番